

令和2年4月27日

領事メール

件名：オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第36号）

【ポイント】

○4月27日、日本政府の「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されましたので、日本への帰国の際の検疫の強化等について、ご留意ください。

○4月26日までにオマーンで登録された感染症例は2049件です。

○ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避け、十分な感染予防に引き続き努めてください。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 4月27日、オマーン保健省は、26日に51件（オマーン人37名、外国人居住者14名）を含め、同日までに当国で登録された感染症例の総計は2049件（そのうち、死亡10件、治癒364件）であると発表しました。

2 4月27日、日本政府の「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました。皆さまにも「【広域情報】日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな措置）」が届いていると存じますが、同情報は、オマーンも対象となっておりますので、日本への帰国の際の検疫の強化（以下ご参照）等について、ご留意いただきたく、以下によりご確認ください。

（詳細リンク先）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C048.html

＜厚生労働省からのメッセージ＞（抜粋）

本邦入国の際の検疫の強化が行われています。詳細は以下のとおりです。

過去14日以内に注の国・地域に滞在していた方（当分の間実施。対象地域が追加になっています。）

（1）過去14日以内に、注の地域に滞在歴のある方は、検疫法に基づき、本邦空港にて検疫官にその旨を申告することが義務づけられています。

（2）空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認などが求められます。全員にPCR検査が実施され、自宅等（※2）、空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等で、結果が判明するまでの間待機いただくこととなります（現在流行地域の拡大に伴い、検査対象となる方が一時的に急増しており、空港等において、到着から入国まで数時間、結果判明まで1～2日程度待機いただく状況が続いています。ご帰国を検討される場合には、上記のような空港の混雑状況や待機時間について十分ご留意いただくようお願いいたします。また、今回の検疫強化によりすべての航空便が直ちに運休するわけではありませんので、航空便の運航状況についてご利用予定の航空会社のウェブサイト等でご確認の上、適切な時期を御

検討ください)。

※2: 自宅等で検査結果を待つ場合、症状がないこと、公共交通機関(鉄道、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前にご家族やお勤めの会社等による送迎、ご自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。また、検査結果が判明するまで、ご自身で確保されたホテル、旅館等の宿泊施設には移動できません。

(3) 検査結果が陽性の場合、医療機関への入院又は宿泊施設等での療養となります。

(4) 検査結果が陰性の場合も、入国から 14 日間は、ご自宅やご自身で確保された宿泊施設等(※3)で不要不急の外出を避け、待機することが要請されるとともに、保健所等による健康確認の対象となります。

※3: 自宅等への移動は公共交通機関(鉄道、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前にご家族やお勤めの会社等による送迎、ご自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。

(5) 上記の検査等は、検疫法に基づき実施するものであり、検疫官の指示にしたがっていただけない場合には、罰則の対象となる場合があります。

3 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、十分な感染予防に引き続き努めてください。

(新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。)

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

ー電話:(+968)24601028

ーFAX:(+968)24698720